
◎開議の宣告

○**工藤委員長** ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより観光・経済委員会を開きます。

(開議:午後1時00分)

◎審査方法について

○**工藤委員長** 初めに、議案の審査方法についてを議題とします。

今期定例会において本委員会に付託を受けました案件は、議案第70号、議案第71号及び議案第73号の議案3件であります。

なお、審査順序については、データで配付しました審査順序表のとおりであります。

お諮りします。

議案審査に伴う執行部の提案説明については、本会議で説明を受けましたので省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** 異議ないものと認め、そのように決定します。

◎議案第70号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○**工藤委員長** これより付託議案の審査に入ります。

それでは、議案第70号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

この件についてご質疑ございませんか。

天神林委員。

○**天神林委員** それでは議案第70号ということで、基本的に職員のワークライフバランスの向上というのが目的と理解しておりますけれども、昨日の総務・教育委員会の議案第69号と関連しているという理解の下で、何点か確認させていただきます。

まず、資料の条例の第17条第2項に全部または一部(2時間を超えない範囲内、または、1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲の時間に限る)ということで、これは昨日の総務・教育委員会の資料も精査してみると、77時間30分という時間帯でいいのかということを確認します。

○**工藤委員長** 伏見水道グループ工事計画主幹。

○**伏見水道グループ工事計画主幹**

委員がおっしゃいますとおり、昨日の総務・教育委員会の内容と変わりはないものであります。

1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲の時間につきまして、登別市企業職員の勤務条件その他就業について定めております、登別市企業職員就業規定におきまして、登別市職員の育児休業等に関する条例に準用することと定めておりまして、同じく10日間相当、77時間30分としております。

○**工藤委員長** 天神林委員。

○**天神林委員** 分かりました。

次に、柔軟に活用できることが基本かと思えますけれども、今後も職員の取得に対する周知であったり、相談体制の強化ということが求められると思えますけれども、昨日の総務・教育委員会の内容を聞いていると、特に都市整備部としての対応はないという理解でよろしかったでしょうか。

○**工藤委員長** 伏見水道グループ工事計画主幹。

○**伏見水道グループ工事計画主幹** 対応につきましては、昨日の総務・教育委員会の対応と変わりはありません。

周知につきましては、今回の条例改正に合わせて、改定予定であります育児介護のための両立支援ハンドブックを基に職員への周知をしてみたいと考えております。

また、相談体制につきましては、基本は面談による実施となると思いますが、職員の事情を踏まえまして、書面の交付や電子メール等による実施など、柔軟な対応を行いたいと考えております。

○**工藤委員長** 天神林委員。

○**天神林委員** 分かりました。

最後になりますけれども、基本的には部分休業に応じた給与調整がされるということになってくると思うのですが、こういった勤務形態の多様化により、計算が複雑化したり、それに対してソフトが対応しているかなど、人事管理のシステムの対応的なものも、基本的に都市整備部としては特に対応することはないという理解でよろしかったでしょうか。

○**工藤委員長** 伏見水道グループ工事計画主幹。

○**伏見水道グループ工事計画主幹** 勤務体系の多様性によりまして、給与計算が複雑化することが想定されておりますが、市長部局と同じシステムを使用しておりまして、現行のシステムによる対応で問題ないものと考えております。

○**工藤委員長** ほかにご質疑ございませんか。

杉尾委員。

○**杉尾委員** 今の天神林委員の回答で、条例に定める時間が77時間30分とお聞きしましたけれども、一点、これと有給休暇との取扱いに関してはどのような関係なのでしょう。

○**工藤委員長** 伏見水道グループ工事計画主幹。

○**伏見水道グループ工事計画主幹** この休暇の時間につきましては、有給休暇とは別となります。

○**工藤委員長** ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** これをもって質疑を終わります。

次に、委員間討議を行いますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** 委員間討議は行わないこととします。

お諮りします。

この件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** 異議ないものと認めます。

したがって、議案第70号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号 登別市水道事業条例の一部改正について

○**工藤委員長** 次に、議案第71号 登別市水道事業条例の一部改正についてを議題とします。

この件についてご質疑ございませんか。

天神林委員。

○**天神林委員** 議案第71号ですけれども、基本的には能登半島地震で復旧の遅れがあった原因は、工事事業者が不足していたということで、少し柔軟に対応するというか範囲を広げてやってはどうかというようなことが基本だと思いますけれども、資料の条例の第11号のところに、ただし書で「災害その他非常時の場合」を追加するということかと思いますが、基本的にそういうことはないのかもしれませんが、地域的な施工の品質上の課題がいろいろなことと考えられると思っております。そういった面では市内の指定事業者しか知りえない土地的な問題など、技術的な施工品質のばらつきが出てくるということも考えられると思うの

ですけれども、その辺についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○**工藤委員長** 伏見水道グループ工事計画主幹。

○**伏見水道グループ工事計画主幹** 委員のおっしゃいますとおり、埋設深さや使用材料などの技術的な基準に関しましては、地域により違いがありますので、災害時に給水装置の復旧に従事する業者に対しまして、本市の給水装置工事標準計画、施工指針を遵守していただくよう周知してまいります。

なお、指定給水装置工事事業者は、水道法の規定によりまして、給水装置の構造及び材質が政令に規定される基準に適合することを確保するため、全国一律の指定要件によりまして指定されており、地域による技術力の違いはないものと認識しております。

○**工藤委員長** 天神林委員。

○**天神林委員** 分かりました。

次に、災害の種類や規模にもよると思うのですが、他の市町村長が指定した工事事業者による施工を認めるということなのですが、今言った技術的な問題のほかに、普段からとは言いませんけれども、どういった連携を取り、情報の共有などが行われるのかという観点から、まず他の市町村というのはどの範囲を想定すると理解したらいいのかということと、それから自治体間の連携体制の構築や事前の協定など、そういったものがあるかないのかも含めて、どのように取り扱うのかを確認したいと思います。

○**工藤委員長** 伏見水道グループ工事計画主幹。

○**伏見水道グループ工事計画主幹** 他の市町村の範囲につきましては、災害の規模にもよりますが、全国の市町村を想定しております。また、災害時におけます自治体間の連携体制の構築や事前協定、情報共有の取組につきましては、本市は全国の水道事業体のほとんどが加入している日本水道協会に加入しておりまして、災害発生時には同協会を通じて必要に応じた応急給水や応急復旧活動の要請及び情報共有を行う体制を整えております。

○**工藤委員長** 天神林委員。

○**天神林委員** 分かりました。

最後の質問になりますけれども、この今回の条例改正について、ある程度、市民の方にきちんと周知しておかないと、災害のときはいろいろなことが想定されて、まち全体が混乱すると思いますので、そういったときになんで今まで聞いたことのない業者が突然入ってくるのか

といった混乱も予想されますので、説明責任として、災害時には他市からも要請があったときには来ますということをきちんと理解してもらっておいたほうが、有事のときには混乱が少しでも避けられると思いますけれども、その点についてはどのように周知されていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○工藤委員長 伏見水道グループ工事計画主幹。

○伏見水道グループ工事計画主幹 災害発生時に速やかな給水装置の復旧を図るため、今回の条例改正の内容を適用する場合におきましては、市公式ホームページやSNSなどで周知してまいりたいと考えております。

○工藤委員長 ほかにご質疑ございませんか。

足立副委員長。

○足立副委員長 今の天神林委員の質疑への答弁で、他の市町村が指定した事業者ということで全国というご答弁でしたけれども、改正の理由が災害などの発生時においては様々な工事需要の集中や、事業者自身が被災することによりということで、事業者が不足し、それらを早期の復旧ということですが、望ましいのは近隣の市町村が指定した事業者かなとは思いますが、同じように近隣市町村が災害で事業者が被災しているということも考えられると思うのです。そうなった場合に、もし、本市から遠く離れたところからの事業者をお願いするとなったときに、早期復旧というのが目的でもあると思いますが、事業費や時間など懸念されると思うのですけれども、それに対して現時点でどのような考えなのかをお聞かせください。

○工藤委員長 伏見水道グループ工事計画主幹。

○伏見水道グループ工事計画主幹 災害等の発生時におきまして、本市の指定給水装置工事事業者が修繕等の対応が困難な場合につきましては、本市が加入しております日本水道協会を通じまして、各近隣事業体の被災状況の情報共有を図りまして、まずは近隣の市町村で対応できる指定給水装置工事事業者の情報提供をしていただく体制としております。

○工藤委員長 足立副委員長。

○足立副委員長 まずは近隣市町村ということですが、その近隣市町村の事業者が同じように被災してしまって対応できないといったときに、近隣以外のところから復旧作業に来ていただくとなれば、時間や事業費等が懸念さ

れるのではないかなというところで質疑したのですけれども、その辺りの考えをお聞かせください。

○工藤委員長 伏見水道グループ工事計画主幹。

○伏見水道グループ工事計画主幹 委員おっしゃいますとおり、遠くから来られる事業者さんにつきましては費用もかかるというところなのですが、給水装置の工事に関しましては、個人所有の給水管の復旧になりますので、費用に関しましては、個人と業者の契約になることが基本になっております。その辺に関しまして、先ほど答弁したとおり、まずは近隣市町村で近くから来ていただくことを基本にし、近隣が対応できない場合は、今度は北海道内を対象とし、日本水道協会から情報提供いただきまして、道内で駄目であれば全国というような形で対応していきたいと思っております。

○工藤委員長 ほかにご質疑ございませんか。

杉尾委員。

○杉尾委員 今回の件とは変わるので、そもそも市内の設備業者、事業数、従業員の数というのが今、非常に減ってきているという状況にあると思うのですが、平常時に現在の段階でそういった設備関係の修理事務に関して、支障がないのかお伺いします。

○工藤委員長 伏見水道グループ工事計画主幹。

○伏見水道グループ工事計画主幹 通常時におきまして、現在、緊急の修繕対応等については現状の業者数で問題ありません。

○工藤委員長 杉尾委員。

○杉尾委員 分かりました。

災害時に他の市町村から指定業者が入ってくるというところは全然問題ないと思うのですが、そもそも当市の水道管の把握について、きちんと図面に落とされて分かるようになっているのか、その辺を確認しておきたいと思っております。

○工藤委員長 伏見水道グループ工事計画主幹。

○伏見水道グループ工事計画主幹 当市におきます水道管の埋設状況なのですが、水道の情報システムを活用しまして、システムでどの業者が入ってきても分かるような体制を整えております。

○工藤委員長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** これをもって質疑を終わります。

次に、委員間討議を行いますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** 委員間討議は行わないこととします。

お諮りします。

この件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** 異議ないものと認めます。

したがって、議案第71号 登別市水道事業条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

(休憩：午後1時16分)

(再開：午後1時17分)

◎議案第73号 市道路線の認定について

○**工藤委員長** 次に、議案第73号 市道路線の認定についてを議題とします。

ここで、現地調査のため暫時休憩します。

(休憩：午後1時17分)

(再開：午後1時56分)

○**工藤委員長** 会議を再開します。

ただいま現地調査を行いました、ご質疑ございませんか。

天神林委員。

○**天神林委員** 現地を見せていただいて気になったのが、図面でいくと路線の1261の起点から左側のほうで、富岸の3丁目側が位置的に高い土地といえますか、向こうに登っていくような感じになっているのですけれども、懸念されるのが雨が降ったときに冠水というか高いほうから水が下りてきたときに、路線が付いたところ辺りに水が流れ込んでこないのかなという心配があるのですけれども、現状で1261の起点側のほうには既存の側溝があって、それが多分かなり遮断するのではないかと思います。新しくできた1261と1262の中にもきちんと真っすぐ入っているということで、十分、冠水の対策ができると思いますけれども、その辺はどのように抽出されて、施工されたかというところを改めて確認したいと思います。

○**工藤委員長** 小玉土木・公園グループ総括

主幹。

○**小玉土木・公園グループ総括主幹** 委員がおっしゃられたとおり、図面でいう左側の坂道なのですけれども、下りきったところに横断側溝が設置されておりますので、そこで雨水が遮断されるという構造になっています。

また今回、認定する市道につきましても、雨水の流量計算を行って、効率的に排水できるように設計されております。

以上です。

○**工藤委員長** 天神林委員。

○**天神林委員** 分かりました。

もう一点、確認というか庁内の連携も含めて、今後、考えていただきたいなというところで、意見的なものになるかもしれないのですけれども、現状でそれほど家が建っていないので、あまり死角もないのかなという感じでいくと、将来的に丁字路をどこまでいろいろな標識を付けたり、カーブミラーを付けたりしていくのかということにもなると思うのですけれども、そっちになると所管が変わってくるのかと思います。ただ、この2、3年を見ると、市道認定自体がそう多くないなということを考えたときに、過去と違って始めからある程度安全性を考慮して、将来的にここは死角ができるなどというところには、きちんとミラーを設置して、そういったところを道路認定のときから進めるべきではないかなと考えるのですけれども、現状は、町内会や住民の要望によって付くかと思えますけれども、安全というのは、やっぱり先手先手でいかに手を打っていくかということが肝心かなということを考えると、今後の道路認定に関しましては、カーブミラーや停止線など、そういったものについて、きちんと対策していくべきではないかなと思うのですけれども、都市整備部として、どう考えて今後進めていかれるのかというのを確認したいと思います。

○**工藤委員長** 小玉土木・公園グループ総括主幹。

○**小玉土木・公園グループ総括主幹** 一時停止等の規制標識につきましては、北海道公安委員会のほうで設置するものであります。また、カーブミラーにつきましては、主に市民生活部で設置しておりますけれども、今回のようないわゆる生活道路につきましては、市民要望があった場合において、設置を検討するものと認識しております。今後、家の建て方などによってカーブミラーが必要かどうかということも変わってくると思いますので、あくまでも市民要望があつてからの対応になろうかと思えます。

○**工藤委員長** ほかにご質疑ございませんか。

杉尾委員。

○**杉尾委員** 所管は違うのかもしれませんが、これだけの住宅が張りつくとなるとゴミステーション等を置かなければいけないと思います。多分、張りついて町内会に入ってからの問題になると思うのですが、今の段階でゴミステーションを置けるような場所というのは想定できますでしょうか。

○**工藤委員長** 小玉土木・公園グループ総括主幹。

○**小玉土木・公園グループ総括主幹** 開発する前にゴミステーションの設置におきましても、事業者と市民生活部で協議して、検討していると思います。

○**工藤委員長** ほかにご質疑ございませんか。

これをもって質疑を終わります。

次に委員間討議を行いますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** 委員間討議は行わないこととします。

お諮りします。

この件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤委員長** 異議ないものと認めます。

したがって、議案第73号 市道路線の認定については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣言

○**工藤委員長** 以上をもちまして、本委員会に付託を受けました案件の審査は終了しましたので、付託案件審査に係る観光・経済委員会を終了します。

(散会:午後2時02分)